

群馬型粗放養蚕経営の論理

——1915年中里村「村是」を素材に——

Profitability of Japanese Sericulture :
A Case in Gunma Prefecture in 1915

井 川 克 彦
Katsuhiko Ikawa

《要 旨》

戦前期日本の輸出生糸の比較優位にどのように寄与したかという視角から日本養蚕業の発展を問題にする時、労働集約的な愛媛・熊本型（新興産地型）と労働粗放的な群馬型（旧来産地型）という2種類の養蚕経営の発展のメカニズムとその程度を明らかにする必要がある。後者は、大規模な蚕種掃立で、蚕種1枚当たりの桑葉・労働投下量および収繭量が小さく、1枚当たりにつき少支出・少収入の経営であった。1915年調査の「村是」を素材として、群馬型粗放養蚕経営の発展メカニズムと収益性について検討する。

一. はじめに

筆者はさきに主として1916年を対象とする全国的な養蚕経営調査を用いて、養蚕経営の収益性を論じた。調査対象農家の選択の問題があって、一般的な養蚕農家の経営利益を確定することは困難であったが、ともかくも利潤を残すとみなせる2種類の養蚕農家群があることを見出した。一つは、小規模掃立で、蚕種1枚当たりの桑葉・労働投下量が大きく収繭量も大きい、つまり1枚当たりにつき多支出・多収入の経営であった。もう一つは、これとは逆で、大規模掃立で、1枚当たりの桑葉・労働投下量および収繭量が小さく、1枚当たりにつき少支出・少収入の経営であった。前者の典型を新興養蚕県である愛媛・熊本県に、後者の典型を明治前期まで最大の繭生産量を誇った群馬県に見ることができる。この2類型は、同時に栽桑過程における土地生産性の大（前者）・小

（後者）として現象していた⁽¹⁾。

日本の生糸輸出振興に寄与した養蚕業の発展如何という問題を立てる時、この2類型との関わりにおいて日本養蚕業の発展の担い手を見定めることが重要である。愛媛・熊本型には、明らかに辺境地革命的な発展の色彩を見出すことができるが、例えば、群馬型の粗放経営の展開が第一大戦後の経済育につながっていく可能性を否定できない。何よりも、実証データの制約が大きい中においては、両者の展開を規定する基本的要因を見極めることなしに戦前期養蚕業の収益性・発展を論ずることは困難であると思われる。

以上のような経緯・問題意識から、ささやかな試みを追加しようというのが本稿の意図である。具体的に言えば、さきの群馬型の典型と言える同県大野郡中里村の1915年調査の「村是」を素材として⁽²⁾、この群馬型の粗放経営の経済的根拠について考察し、論点をより具体化したい。同時に、本稿は、養蚕史研究の資料としての「村是」の限界を見極める作業でもある。

(1)拙著『近代日本製糸業と繭生産』（東京経済情報出版、1998）。

(2)「村是」については、とりあえず『「郡是・町村是」資料目録——付「産業調査書」』（一橋大学経済研究書日本経済統計文献センター、1982）を参照されたい。

二. 中里村概況と養蚕業

1. 村の概況

まず、中里村「村是」により、1915年の概況を

概観する。

現住戸数は371戸で漸増傾向にあり、うち専業農家230戸・非農家58戸(工13・商18・雑27)・兼業農家83戸(農商19・農工11・農雑53)。兼業を含む農家313戸に対し養蚕農家は春蚕292戸・夏秋蚕286戸。村内耕地は、田が皆無、畑が5,190反(農家1戸当たり16.6反)であるが、畑作付面積はその68%の3,515反(同11.2反)に過ぎず、その73%は「桑園」2,550反(同8.1反)が占め⁽³⁾、その他の作付の多くは大麦(821反)である。この他膨大な山林(1,800町)があり山村の色彩が濃い。

「村是」の村総収支表によれば、村民の全生産額204,684円は、桑葉37,787円を含む農作物生産額74,413円、繭(類)48,747円、蚕種1,425円、(座繰)製糸38,813円、林産物16,453円、(自給分を含む)肥料12,379円などで構成されている。ただし、生産された付加価値の点から言えば、桑葉生産額はほぼ全てが繭生産額に、さらに繭生産額の約半分(製糸原料繭代22,905円)が生糸生産額に、重複してカウントされ全生産額が算出されているので、この点を修正すれば、繭生産額48,747円はGNP的な総生産額(204,684-37,787-22,905=143,992円)の34%となる。村内で生産された繭のほぼ半分は村内製糸の原料として消費されている。村経済の変化について「村是」は、従来は自給自足的で養蚕などの副産物生産は僅少であったが、十石峠県道開通以来「副業タル蚕業ハ主業トナリ[、]主業タル普通農業ハ副業タルノ観ヲ呈」し、「近來蚕業ノ振興ニ伴ヒ耕地ハ多ク桑園トナリタルヲ以テ…此[大麦]産額ハ本村需要ヲ充ス能ハス[、]年々多額ノ輸入ニヨリ補

(3)いわゆる「見積反別」がこの数値に含まれるか否かは中里村「村是」から読み取れない。『群馬県蚕糸業現況調査書』(1902~3年調査、群馬県内務部、1904)では、「反別」2,539反・「見積」720反・合計3,259反であり、1915年当時の「見積」の割合はこれ(22%)以下であろう。

(4)他町村住民によるこの村の土地の所有・耕作、およびこの村の住民による他町村の土地の耕作はネグリジブルである。

足ヲナシツ、アリ]、と述べている。

2. 農民階層と養蚕業

第1表の①は非農家を含む村全戸の農地所有に関わるもので、非農家を含む平均所有面積は14.8反で、5反未満所有層が最多である⁽⁴⁾。所有皆無の23戸の多くは非農家であろう。農家の経営規模(作付面積)を示す②によれば、5反以上10反未満層が最多である。自小作別の戸数は③のように三分され、階層を下るほど家族労働力(従業者)が小さくなる。小作96戸の多くは、前述の兼業農家83戸に該当するであろう。

第1表 中里村の農家階層

①【農地所有面積別戸数】		②【農地耕作面積別戸数】	
階層	戸数 総面積	階層	戸数 総面積
	戸 反		戸 反
皆無	23(-)		
5反未満	134(254)	5反未満	85(383)
5~	50(359)	5~	97(881)
10~	46(609)	10~	64(820)
15~	24(434)	15~	33(592)
20~	43(1073)	20~	25(647)
30~	35(1343)	30~50	9(364)
50~	12(849)		
100~150	4(562)		
計	371(5482)	計	313(3688)

③自小作別戸数・耕作面積・従業者

	戸数	耕作(1戸当)		1戸当たり従業者		
		面積	面積	男	女	計
	戸	反	反	人	人	人
自作農	106	1880(17.7)		2.6	2.6	5.3
自小作農	111	1327(12.0)		1.9	1.9	3.8
小作農	96	481(5.2)		1.4	1.4	2.9
計(平均)	303	3688(11.8)		1.4	2.0	4.0

資料) 中里村「村是」。

注) ①他町村所有地を含む。15町以上の所有者なし。

②5町以上の耕作者なし。

蚕種掃立枚数別の戸数(第2表)をみると、春蚕では5~9枚、夏秋蚕では1~2枚の規模が最多で、村平均(=総掃立枚数÷飼育戸数)は春蚕7.5枚、夏秋蚕3.2枚。当時の秋蚕普及の程度から

言えば、全国的にはむしろ遅れているが、1戸当たりの春蚕掃立枚数は極めて大きく、秋蚕のそれもあり大きいが、1枚当たりの収繭量は春秋とも全国平均を大きく下回る(第3表)。要するに、1戸当たりの掃立枚数が大きく、同収繭量が小さいという群馬県養蚕業の特徴を、この中里村は色濃く帯びている(第4表)。

第2表 蚕種掃立枚数別戸数(中里村)

	単位 平付蚕種枚数		
	春蚕	夏秋蚕	計
1枚未満	10	58	
1~	63	143	
3~	82	62	
5~	93	22	
10~	35	1	
15~	6	—	
20~	3	—	
計 a	292	286	578
総掃立枚数 b	2192	922	3114
b/a	7.5枚	3.2枚	

資料) 中里村「村是」。

第3表 中里村・群馬県・全国の養蚕比較

	春蚕総掃立枚数に対する秋蚕総掃立枚数割合		1戸当掃立枚数				1枚当収繭量	
			春蚕		秋蚕		春蚕	秋蚕
	1902	1915	1902	1915	1902	1915	1915	1915
中里村	0.06	0.42	6.2	7.5	1.3	3.2	0.52	0.42
群馬県	0.36	0.82	3.6	4.1	2.2	3.4	0.59	0.36
長野県	0.84	1.17	2.1	2.7	1.8	2.8	0.71	0.52
愛知県	0.65	0.90	1.1	1.8	1.3	1.8	0.96	0.64
愛媛県	0.27	1.07	0.8	1.1	0.8	1.4	1.29	0.87
全国	0.30	0.76	1.7	1.8	1.4	1.7	0.81	0.60

資料) 中里村の1902年は『群馬県蚕糸業現況調査書』(前出)、1915年は中里村「村是」。その他は『農商務統計表』1902・1915年版。

注) 収繭量は玉繭・屑繭・出殻繭を除く本(上)繭の量。1戸当たり掃立枚数は、春蚕枚数÷春蚕戸数、および秋蚕枚数÷秋蚕戸数、ただし中里村の1902年は春蚕枚数÷「養蚕」戸数、および秋蚕枚数÷「養蚕」戸数。また中里村の1915年の秋蚕に関わる数値は夏蚕を含む夏秋蚕の数値(枚数割合は春蚕枚数÷夏秋蚕枚数)。

第4表 群馬県各町村の1戸当たり春蚕掃立枚数分布(1915年)

郡名	枚数区分(町村数)							郡平均枚数	
	1~	2~	3~	4~	5~	6~	7~		計
勢多	—	7	2	6	1	1	—	16	3.6
群馬	1	2	9	12	8	1	4	37	4.5
多野	—	—	3	8	5	1	1	18	4.7
北甘楽	—	—	8	5	7	1	1	23	4.6
碓氷	—	1	4	7	4	1	1	18	4.7
吾妻	—	2	7	3	1	—	—	13	3.7
利根	—	—	2	6	5	1	2	16	5.0
佐波	—	4	7	1	2	1	1	16	4.2
新田	3	7	1	2	—	—	—	13	3.2
山田	3	6	3	—	—	—	—	12	2.5
邑楽	12	9	1	—	—	—	—	22	2.0
計	19	38	47	50	33	7	10	204	4.1

資料) 『群馬県統計書』1915年版。

注) 上記は養蚕皆無の草津町を除く数字。1枚未満の町村はない。6枚以上の町村については第10表を参照せよ。

中里村「村是」は地主・自作・小作別に経営収支の代表的事例を記載しているが、養蚕・製糸に関わる重要項目を抜粋して第5表とした。前述のように、この「村是」における収入・収支の概念は、現金収入・支出ではなく、桑葉・自給肥料など商品化されずにその経営に再投下される中間生産物は、最終生産物と重複してカウントされている。しかし、労働の対価については、自家労働(ある家の家族労働力の自家経営への投下労働)分は、収入にも支出にも計上されていない。

第5表で注目されるのは、「小作」について、その養蚕規模が家族労働者2人に対して春蚕掃立枚数5枚と大きいこと、および、延べ23人(男女不明)の労賃収入と延べ男33・女53人分の日雇労賃の支出が同時に見られることである。日雇労賃支出については、掃立規模が約2倍の「自作」が「小作」よりやや大きい程度に過ぎず、また、「小作」の労賃収入の1日当たり単価は支出のそれよりかなり小さい。この村の養蚕主業的状況からみて、「小作」の日雇労賃支出は、養蚕とくに春蚕期の雇用労働使用への支払いであり、またその日雇労賃収入は農閑期の日雇労働提供によるも

第5表 地主・自作・小作の経営事例

	自 作	小 作	地 主
【資産・家族】			
畑所有面積	18.2反	3.2反	101.0反
畑耕作面積	18.2反	12.6反	60.2反
うち自作地	18.2反	3.2反	60.2反
家族労働者	4人(うち男2)	2人(うち男1)	6人(うち男4)
家族非労働者	6人(♫ 3)	4人(♫ 1)	5人(♫ 3)
【収支(円)】			
総収入	1143	504	2603
農作物	323	136	691
大麦	50(9.0石)	14(2.5石)	83(15.0石)
桑	173(春1320貫・秋588貫)	81(春600貫・秋294貫)	403(春3000貫・秋1470貫)
副業・副産物	641	311	1172
養蚕製糸	560	301	1065
労働賃金	—	8(23日)	—
総支出	1118	543	3328
種苗代	38	13	102
桑苗	8	—	28
蚕種	26(春11枚・夏秋6枚)	11(春5枚・夏秋3枚)	50(春25枚・夏秋15枚)
生産費	318	126	675
肥料	89	29	177
桑	173	81	403
雇人給料	40	34	305
年雇	—	—	24(女1人)
日雇	40(男89人・女19人)	34(男33人・女53人)	281(男302人・女564人)
畑小作料	—	39	—
生計費	390	177	705

資料) 中里村「村是」。

注) 収支のワカチ書き(段下げ)は内訳項目の関係(階層)を示す(但し抜粋)。表示単位未満は四捨五入した。

のである可能性が高い。

3. 労働力構成と養蚕労働

中里村「村是」は村内で投下された労働力の実態について貴重なデータを提供するが、その全体像を養蚕業を中心に整理して第6表とした。①の

上段は15~60歳の村民1,447人(男714・女733)の投下労働量を、下段の「雇人」は結論を先取りして言えばこの村内に雇用された他町村村民の労働量を示す。前者は非農業への投下労働(B)と、(広義の)農業への投下労働(C)に二分されており、それぞれの担い手については②のようになっている。

後者の「雇人」の性格の確定については慎重な検討を要する。この延べ男14,312・女9,552・計23,864人は、「村是」の記載では「本村内二雇ハル・モノ」の数であるが、中里村民が他の中里村民に雇われた分(村民雇用労働)か、村外民が中里村民に雇われた分(村外民雇用労働)か、あるいはその両者の合計か、がはっきりしない⁽⁵⁾。

(5)群馬県の他町村の「村是」には、「労力」の章において、村民雇用労働分と村外民雇用労働分を別個に表示している場合、一括している場合、いずれとも不明の場合の3通りがある。なお、中里村の場合、村民で他町村に雇用される分は、年間延べ3,560人で、うち3,000人は製糸女工である。

第6表 村内投下労働の構成（中里村）

①季節別種類別労働延べ人員（15～60歳以上分）

単位 延べ人

	[男]					[女]				
	春	夏	秋	冬	計	春	夏	秋	冬	計
A 村総計	48810	44070	53679	33489	180048	52043	51310	60106	41781	205240
うち										
B「非農業」従事	11206	10337	12204	8051	41798	11644	11480	13448	9348	45920
C「農業」従事	37604	33733	41475	25438	138250	40399	39830	46658	32433	159320
D 普通農事	14931	19355	30968	13825	79079	3414	7966	10242	5121	26743
E 養蚕	16590	2212	—	—	18802	25605	8535	—	—	34140
F 製糸	—	—	—	—	—	—	11949	10242	—	22191
G その他	6083	12166	10507	11613	40369	11380	11380	26174	27312	76246
I 雇人	5910	3878	2428	2096	14312	4003	2591	1934	1024	9552

②就業者の構成

	専業農家	兼業農家	非農家	村合計
戸数 (戸)	230	83	58	371
労働従事者 (人)	482 (520)	142 (112)	90 (101)	714 (733)
非労働従事者	379 (354)	118 (105)	55 (54)	552 (513)
労働総量(延べ人)	120500(145600)	35500 (32480)	24048 (27160)	180048(205240)
「農業」従事	120500(145600)	17750 (13720)	—	138250(159320)
「非農業」従事	—	17750 (18760)	24048 (27160)	41798 (45920)
1人当労働日数(日)	250.0 (280.0)	250.0 (290.0)	267.2 (268.9)	252.2 (280.0)
「農業」従事	250.0 (280.0)	125.0 (122.5)	—	—
「非農業」従事	—	125.0 (167.5)	267.2 (268.9)	—

資料) 中里村「村是」。

注) ①「春」「夏」「秋」「冬」は順に4～6月、7～9月、10～12月、1～3月の意。G「その他」は原表の「山林」「畜産」「其他」を一括。なお原表では、14歳以下・61歳以上に關する就業延べ日数は「—」となっている。「雇人」範疇については本文参照。②上記①および「村是」の他の記述から整理・再構成。

(6) 村支出・労働費にはこのほかに「木挽」768円余(1,459人分)と「炭焼」7,168円余(14,500人分)があり、村収入・「労働利益」に「木挽」768円余(0.527円×1,459人)・「炭焼」136円余(0.324円×420人)がある。「木挽」はすべて(他の村民に雇われる)村民雇用労働分を支出・収入の両方に計上したもの、「炭焼」は136円余(420人)が村民雇用労働分、7,176円-136円=7,040円(14,080人、単価0.50円)が村外民の雇用労働分と考えられる。村収入・「労働利益」には、この他に「大工」など12種の職人の項目、および「運搬業」があるが、村支出・「労働費」にはこの職人・「運搬業」の分が全く計上されていない。これらが「生産物収入」を生まない自家労働だからであろう。

前述の村全体の収支表においては、村支出の中の労働費の細目に「雇人」10,180円が計上され、その内容として(延べ)男23,411「人」・女16,377「人」(男女計39,818)・子守16,804「日」という注記がなされ⁽⁶⁾、いっぽう村収入の中の「労働利益」の項の中に、大工・左官などの細目とともに「雇人」6,131円が計上され、それが日当0.37円の延べ16,569人分であることが記されている。村民全体の収支構造を明らかにするという「村是」の作成理念が貫徹されているならば、村支出・労働費の中の「雇人」39,818人は村民雇用労働と村外民雇用労働の両方を含み、村収入・労働利益の中の「雇人」16,569人は(村内における)村民雇用労働に当たると考えられ、その差

第7表 養蚕への投下労働量

	春蚕			夏秋蚕		
	計	男	女	計	男	女
A. 掃立枚数総計	2,192枚			992枚		
B. 飼育戸数	292戸			286戸		
C. 家族労働総計	42,915人 (16590 25605)			10,747人 (2212 8535)		
D. 雇用労働総計	9,913人 (5910 4003)			6,469人 (3878 2591)		
G. 1枚当たり家族労働=C/A	19.2人 (7.6 11.7)			10.8人 (2.2 8.6)		
H. 〃 雇用労働=D/A	4.5人 (2.7 1.8)			6.5人 (3.9 2.6)		

資料・注) A, B; 第6表。C; 第6表①の「農業従事」の「養蚕労働」の「春」「夏」。
D; 第6表①の「雇人」の「春」「夏」(本文参照)。

23,249人 (=39,818-16,569) が村外民雇用労働の分となる。これは第6表①の「雇人」(1)の数に近い⁽⁷⁾。

こうして、第6表の「雇人」は村外民の雇用労働の総量と考えられるが、「村是」はこれについて「本村内ニ雇ハル、モノは春秋養蚕期中最モ多

ク其他ハ普通農事ニ従事」するものとしている。季節的には、春蚕期を含む「春」=4~6月、ついで夏秋蚕期を含む「秋」=7~9月に、「秋」「冬」よりずっと多くの雇用労働が使用されている。男「冬」の2,096人は、過半が年雇分であろう⁽⁸⁾。いっぽう、村民の雇用労働16,569人分は、第6表では「農業」「非農業」に埋没しているが、前述のように小作層でも熟蚕期には家族労働を上回る掃立をしているものが多いことから、そのほとんどが「秋」「冬」および養蚕期を除く「春」「夏」に投下されていると推測される。

結局養蚕に投下された労働量はどの位になるかを整理しておこう。

まず、第6表①の「農業従事」中の「養蚕」分から、春蚕には村民の労働が延べ42,195人(男14,931・女25,605)投下された。これは、養蚕農家(計292戸)1戸当たり144.5人、掃立蚕種(計2,192枚)1枚当たり19.2人に当たる⁽⁹⁾。次に、「春」期に9,913人(男5,910・女4,003)を示す第6表②の「雇人」の分がある。この「春」には約2カ月の養蚕期以外の期間が含まれ、当然この9,913人は養蚕以外の労働分を含むが、その圧倒的多数は養蚕労働分であろう。すなわち、最大9,913人で、春蚕戸数1戸当たり33.9人、掃立蚕種1枚当たり3.4人。さきの村民労働分と合わせて1枚当たり22.6人となるが、これは「村是」の掲載する春蚕収支事例(後掲第8表①)の1枚当たり投下労働量22人にほぼ合致する。夏秋蚕についても同様で、あわせて第7表に整理しておく。

- (7)但し、この延べ23,249人の村外民雇用労働が、(村内で雇用された)年雇の労働日数(年間延べ8,000~9,000人)を含むなら、日雇(含む季節雇)労働は残り14,000~15,000人である。中里村「村是」によれば、村内年雇は男28人・女4人・計32人だが、村「収入」に該当する収入がないことからこのほとんどは村外民と思われる。記載されている村民の「純農業労働者」に準じて、年間労働日数を男250日・女280日とすれば延べ8,230人、男女とも280日として8,960人。村支出・労働費は「年雇」分を別に計上していないので、「村是」理念に忠実なら、村支出・労働費の「雇人」39,818人がこの年雇労働分を含む筈である。なお村支出・労働費「雇人」に含まれる「子守」16,804「日」分については、現物給付(賄い)がほとんどで現金支出は僅少であると解釈できる。
- (8)第6表①の「村総計」男分「冬」33,489人÷「現住人口」714人÷「冬期男一人当たり労働日数」47日。年雇男28人×47日=1,316人。
- (9)村民分については、この他に、兼業農家層の(他の村民の養蚕経営への)雇用労働分が「非農業従事」に含まれている可能性があるが、それがあつたとしても僅少の筈である。第2表からみて、飼育後半期に家族労働力に余裕があるのはせいぜい数十戸で、前半期には雇用労働への需要自体が少くない。

三. 厚飼の論理

1. 養蚕の経営収支表

中里村「村是」は村の養蚕経営収支を代表するものとして、第8表に整理したような表を掲載し

ている。これは、明治期の他の多くの養蚕収支調査と同様に、掃立蚕種1枚当たりの収支、および桑畑1反当たり収支の二つから成り、現実には各農家経営の内部で結合している（部分が大きい）育蚕・栽桑の2過程を理想的に分離した表現となっている。

第8表 養蚕経営の収支

【育蚕収支（4匁当）】		単位 円	
		①春30匁夏秋10匁掃立	②春4匁夏秋4匁掃立
【春蚕収支】			
[収入]	合計	18.51	47.78
	本繭	15.67 (3.00×5.22貫)	42.70 (3.50×12.2貫)
	玉繭	0.88 (1.29×0.68貫)	2.62 (1.43×1.83貫)
	屑繭	0.51 (0.80×0.64貫)	0.34 (0.80×0.42貫)
	蚕沙蚕条	1.45	2.13
[支出]	合計	26.83	41.01
	蚕種	1.50 (1.50×1枚)	1.50 (1.50×1枚)
	桑葉	12.00 (0.10×120貫)	18.00 (0.10×180貫)
	人夫	10.00 (0.45×22人)	10.00 (0.45×40人)
	蚕具損料	1.34	1.34
	薪炭	0.90	0.90
	雑費其他	1.09	1.09
[差引益]		-8.31	6.77
【2.夏秋蚕収支】			
[収入]	合計	13.33	37.09
	本繭	10.56 (2.50×4.23貫)	32.40 (3.00×10.8貫)
	玉繭	1.28 (1.30×0.98貫)	2.86 (1.66×1.72貫)
	屑繭	0.45 (0.79×0.57貫)	0.19 (0.80×0.23貫)
	蚕沙桑条	1.04	1.65
[支出]	合計	15.45	23.69
	蚕種	1.50 (1.50×1枚)	1.50 (1.50×1枚)
	桑葉	6.86 (0.07×98貫)	10.50 (0.07×150貫)
	人夫	5.90 (0.37×16人)	10.50 (0.35×30人)
	蚕具損料	0.58	0.58
	薪炭	0.15	0.15
	雑費其他	0.46	0.46
[差引益]		-2.11	13.41
【栽桑収支（1反当）】		単位 円	
		③「桑園・自作」	④「桑園・小作」
[収支]	合計	16.71	12.03
	桑葉	14.40 (春0.10×144貫)	9.72 (春0.09×108貫)
	摘葉	2.31 (秋0.07×33貫)	2.31 (秋0.07×33貫)
[支出]	合計	6.89	10.98
	肥料代	1.75	1.20
	人夫費	4.50 (0.45×10人)	4.50 (0.45×10人)
	農具損料	0.28	0.28
	小作料	—	5.00
	公租	0.36	—
[差引益]		9.82	1.05

資料) 中里村「村是」。

別の機会に論じたように、この種の資料の問題として、それがどの程度当該地域全体の養蚕経営を代表し得るかという点があり⁽¹⁰⁾、基本的なチェック方法としては、村全体の1枚当たり取繭量・桑葉投入量(≡生産量)、桑畑1反当たり桑葉生産量との比較が有効である。「村是」記載の村全体の統計量から算出すると、春蚕では、1枚当たり本(上)繭5.2貫、1枚当たり桑葉144貫(正葉量≡新梢量)⁽¹¹⁾、夏秋蚕では同じく本繭4.2貫・桑葉98貫、また桑反収は159貫(正葉量、春123・夏秋35)で、第8表の各項との差異は小さい。この種の資料の中では、最上の部類の代表性を有していると言えよう。

第8表の①で注目されるのは、濃厚な「厚飼」的性格、すなわち、1枚当たり投下労働量・桑葉量が小さいことである。春30匁(蚕種蟻量≡平付7.5枚)・夏秋10匁(同2.5枚)という村の平均的な掃立規模を前提にした①では、春蚕の1枚当たりの育蚕労働(「人夫」)は延べ22人で、普通育につき当時の養蚕教科書などで唱えられた飼育(掃立～上蔭の経過)日数約35日で1人当たり1枚という標準に比べて、著しく労働粗放的である。同時に、1枚当たりの桑葉投入量も春蚕で120貫と極めて小さい⁽¹²⁾。一般的に飼育日数が春蚕より短い夏秋蚕についても、同様の特徴が指摘できる。

同種資料には極めて稀なことであるが、中里村「村是」は第8表①について、「人夫員数[育蚕労働量]少なきは春蚕三十匁夏秋蚕十匁飼育セルモノヲ蟻量四匁ニ換算セルガ為ナリ」と述べつつ、さらに「然レ共単ニ蟻量四匁ノ飼育ヲナスト

セバ別表ノ如キ収支計算トナルベシ」とし、第8表②を併載している。②では、春蚕を例に取れば、1枚当たり40人・180貫という①のほぼ1.5倍の労働量・桑葉量が投下され、より薄飼的である。その1枚当たり生産物は量的(取繭量)にも質的(繭単価)にも大規模掃立・厚飼の①より著しく大きく、1枚当たり利益もはるかに大きい⁽¹³⁾。にもかかわらず、中里村では、一見収益性の劣るような大規模掃立・厚飼の養蚕が、村外からの膨大な雇用労働を用いつつ、小作層を含む多くの経営で行われている。この現象をどのように説明し得るであろうか。

2. 育蚕労働の繁閑と「漂泊労働者」

当時の群馬県養蚕業の現実に触れれば、そもそも普通育(剝桑育)における「蚕種1枚当たり約1人」という表現自体、極めてラフな表現であることが再認識される。元来、育蚕労働の大半は桑葉採取・給桑など桑葉に関わる作業で占められ、給桑量は蚕児の成長に伴って(第1齢から第5齢にかけて)幾何級数的に増加する。この頃の群馬県吾妻郡太田村の「村是」は、成人労働1人で可能な飼育可能な蚕種掃立量を、第1齢に4～5枚、第2齢に3枚、第3齢に2枚、第4～5齢に1枚としているが⁽¹⁴⁾、この繁閑の程度は蚕児の本来の生理に適合的なもののようにも思われる。各齢の経過日数は、やや長短があるが、6～9日ほどであり、この太田村の事例に即すれば、一定の掃立量に対する1日の所要労働量について、飼育前半と後半では少なくとも2倍の開きがあることになる。ややラフだが、各齢期の経過日数を7日ずつ、経過日数総計35日とすれば、この太田村の事例の所要育蚕労働量は1枚当たり延べ21.4人 $(7/4.5 + 7/3 + 7/2 + 7/1 + 7/1)$ となり、第8表①の春蚕の22人にはほぼ合致する。

このような育蚕労働の繁閑を前提とすれば、前にみた家族労働者2人・春蚕5枚掃立の小作経営の事例(第5表)は、飼育前半の第1～2齢ないし第1～3齢における家族労働力の完全燃焼を狙った経営方法であると推察される。言い換えれば、この場合、飼育の前半は家族労働力2人でこ

(10) 拙著第4～6章参照。

(11) 大まかに言って、桑葉量を枝付きの刈桑量で表示すると正葉量ないし新梢量の約2倍になる。拙著62～65頁参照。

(12) 拙著第4～6章参照。

(13) 但し、第8表①②は、短期的な繭価下落や不作の影響を大きく反映し得るので、この2表の収益の差を直接当時の中期的な事実とすることはできない(後述)。

(14) 『群馬県農会村是調査書 一、吾妻郡太田村之部』(1911年刊)142頁。

なし、忙しくなる後半に至って家族2人では不足する労働力を雇用労働で補ったのであろう。田がなく、「主業」と位置けられるほどに養蚕に特化した中里村では、耕作規模の小さい小作層の多くがこのような経営を行っていた（第2表）から、春蚕飼育後半期の雇用労働については主として村外部からの雇用労働力に頼らざるを得ない。

当時、短期の育蚕雇用労働者として群馬・長野県の村々を移動する多数の「漂泊労働者」が存在したことに、早川直瀬が注目した。早川によれば、「群馬県佐波、大野両郡、長野県小県郡上田市及其付近、同南佐久郡臼田町及其付近、同諏訪郡山浦地方、同東筑摩郡松本市及其付近」（傍点引用者）では「養蚕業は全く主業的経営」で、「〔飼育規模〕比較的大規模なるが故に、家内に於ける労働を以て足れりとせず、多くの雇用労働者を必要と」しており、①東京（深川荷上げ人足）・千葉・茨城（醸造人夫）、②早場養蚕地の過小農、③養蚕がまだ盛んでない富山・新潟、という三種からなる「漂泊労働者」が、「数万〔人〕に亙りて季節的移動」を行っていた⁽¹⁵⁾。養蚕労働者としての移動は、春蚕飼育の早い地方から遅い地方へ、一部はさらに夏蚕を行う地方へ、大きな流れとしては群馬県から長野県へ移動するといふものであった。

早川の具体的なフィールド・ワークは、長野県側5郡（小県・南佐久・北佐久・諏訪・東筑摩、総計146町村）の86町村を対象に行われ、春蚕期にこの86町村では、「養蚕労働者」126,066人に対し、「出稼労働者」9,905人・「地方労働者」10,480人・計20,385人が雇用されたという。この場合の「地方労働者」とは、近隣（ほぼ郡内）からの雇用労働者を、「出稼労働者」とは主として

県外からの「漂泊労働者」に該当するようである⁽¹⁶⁾。

注目されるのは、この「漂泊労働者」の各地での雇用日数が比較的短かったことである。すなわち、「漂泊労働者は普通長野県に入りてより五回の蚕児飼育をなせるものにして、各回十日間の労働となし⁽¹⁷⁾」、雇用契約の形態においても、「契約日傭」（「一定期間必ず雇傭関係を継続することを約するもの」と「自由日傭」（「雇主と雇人との間に其期間に関し何等の契約を締結することなく、両当事者の何れか一方に於て雇傭関係を継続することを欲せざる時は、直に之を中断し得るもの」）の人数が相半ばしていた⁽¹⁸⁾。

このように、「漂泊労働者」を用いながら、春蚕壮蚕期には家族労働力を大幅に上回るような掃立規模で養蚕が行われるようになったのは、いつ頃からであろうか。石井寛治が利用した掃立枚数別の戸数の動向（第9表）を見る限り、このような動向が本格化したのは1880年代から1890年代にかけてであろう。前掲第4表の平均1戸当たり春蚕掃立枚数6枚以上の町村について、1902年頃の

第9表 群馬県春蚕掃立枚数別戸数

単位 千戸

年次	1枚未満	1枚以上	5枚以上	10枚以上	計
1884	15.6	68.6	10.5		94.7
1885	15.8	59.5	9.6		84.9
1892	11.9	53.9	18.2	3.9	87.7
93	13.0	53.1	16.7	3.6	86.5
96	10.8	54.2	21.5	4.7	91.1
99	7.6	51.1	23.9	4.8	86.4
1900	8.0	52.6	24.9	5.0	90.5
06	5.4	45.2	18.6	3.9	73.1
08	4.6	45.4	19.7	6.1	75.8
11	3.1	43.0	20.5	4.2	70.9

資料）石井寛治『日本蚕糸業史分析』（東京大学出版会、1972）381頁第82表を加工。

注）1892～1911年については、増加・減少が毎年続く途中に属する年を省略した。また表示単位未満を四捨五入した。1899年は合計を計算すると87.4千になるが原資料のまま。

(15) 早川直瀬『養蚕労働経済論』（同文館、1923、復刻版『明治大正農政経済名著集』第23巻、農山漁村文化協会、1977、以下引用注の頁は復刻版の頁）297～299頁。

(16) 前掲早川書310～326頁。

(17) 前掲早川書391頁。

(18) 前掲早川書315～316、342～343頁。

第10表 群馬県大掃立養蚕町村の
春蚕1戸当たり掃立枚数

町村名	単位 枚	
	1902年頃	1915年
勢多郡南橋村	* 4.3	6.0
群馬郡駒寄村	4.8	7.0
〳 桃井村	4.0	7.9
〳 中川村	3.9	6.2
〳 国府村	* 8.0	7.3
〳 総社町	* 9.4	7.7
多野郡小野村	9.8	7.6
〳 中里村	6.5	6.4
北甘楽郡富岡町	3.9	6.3
〳 馬山村	5.7	7.0
碓氷郡原市町	4.8	6.3
〳 細野村	4.4	7.1
利根郡東村	10.7	7.1
〳 古馬牧村	5.1	7.0
〳 糸之瀬村	5.0	6.1
佐波郡島村	* 20.6	8.1
〳 玉村町	* 4.2	6.5

資料)『群馬県蚕糸業現況調査書』(前出)、および『群馬県統計書』1915年版。

注) *の町村は、1902年頃において繭類(本繭・玉繭・屑繭)生産量の5%以上の春蚕(一化性)出殻繭生産量を示す(南橋村8%・国府村32%・総社町8%・島村30%・玉村町6%、『群馬県蚕糸業現況調査書』による)。

(19)このうち第10表に注記した蚕種製造業が盛んな町村については、そもそも種繭生産のためにこの数値が大きくなっていると思われる。

(20)養蚕は季節的な労働であり、春・夏・秋蚕3回飼育しても3カ月に達せず、それ以外の季節には比較的少量の栽桑労働を行うに止まる。このような養蚕を軸に企業の経営が成立するためには、養蚕以外の部門を取り入れた経営複合化を行った上での企業化が必要であり、それが困難であったことは見やすい。世界市場にリンクして拡大をとげた養蚕業とは言え、それは農業一般の資本主義化の困難性に厳しく制約された。家族農業の枠内を脱し切れなかったという点は、世界市場における生糸供給で競合したイタリア・中国についても妥当するが、そのような枠内における日本の養蚕業の発展面が日本生糸の比較優位に大きく寄与したのではないか。この点が重要な論点として問われるべきだと考える。

同枚数を調べると第10表の通りで、多くの町村において1902~1915年にも掃立枚数増加が続いて進行したことが確認できる⁽¹⁹⁾。

第9表で明らかのように、群馬県においては、春蚕戸数は1900年以降には急減した。その主因は5枚未満とりわけ1枚未満という小規模掃立層の減少であるが、その傾向は1880年代から続いている。このような小規模養蚕経営の撤退と一部村落における大規模掃立が進行した結果、県平均の春蚕1戸当たり掃立枚数は漸増した。そして、日清戦争以降の時期には、秋蚕の普及もこれと同時に進行したのである。

3. 選択肢としての厚飼

第9表の5枚以上10枚未満層のような、大局的には家族経営の枠内にあるが、育蚕期間に一時的に雇用労働を利用するような経営の問題は、養蚕農家経営の重要な一類型として、日本蚕糸業史研究にとって重要な問題である⁽²⁰⁾。そのような問題意識に立って、とりあえず当面しているのは、この層の次のような選択の問題である。すなわち、育蚕後半期における雇用労働の使用を前提として前半期に家族労働力をフルに投下できるようなより大規模の掃立を行うか、あるいは、後半期に雇用労働を用いず家族労働力をフル投下して前半期には(投下先があるならば)余剰労働を養蚕以外に振り向けるようなより小規模の掃立を行うか、である。中里村の農民が前者を選択したのはなぜか。それはどのように歴史具体的に現象していったのか。

1戸当たり春蚕掃立枚数7.5枚(30匁)に象徴されるような掃立規模の大きい中里村の養蚕経営は、実際には数十年という時間を費やして、桑葉生産の増大を伴いつつ、徐々に形成されたであろう。1915年の同村の農家に、小規模掃立と大規模掃立という大きく異なった2つの選択肢があった筈はない。一面のみを指摘すれば、栽桑過程を兼営する一般的な養蚕農家には、耕作規模・方法など一定の固定性をもった栽桑過程が既に存在しており、割高な桑葉の大量購入を行わない限り、急激に掃立枚数を増やすことは現実性がない。実際

には、毎年ないし毎蚕期（および栽桑過程）の小さな選択の積み重ねの結果が、この1915年の中里村の養蚕諸経営として現象している。

歴史分析に顕著なこのような困難性と資料の制約によって、当面する経営選択問題を数量的にモデル化することは容易ではないが、次の点は指摘できよう。

① 育蚕期に養蚕以外の労働機会がどのような質

(21)ごく単純なモデルのみ検討しておく。飼育経過日数を T 日間、その前半を tT 日間、後半を $(1-t)T$ 日間とし ($0 < t < 1$)、蚕種1枚当たりにつき、1日につき前半には延べ aA 人の、後半には延べ A 人の労働を要するとする ($0 < a < 1$)。1枚当たりの収入を R 、(自家・雇用) 労賃以外の生産費 C とし、収穫不変を仮定し、家族労働力1人の経営を想定する。

後半にも雇用労働を使用せず $1/A$ 枚を掃立てる場合の利益は、前半期の（他の自家労働ないし他者への被雇用による）非養蚕1日所得を w_1 とすれば、

$$(1/A) [(R-C) + w_1(1-a)AT] \cdots \cdots ①$$

前半は家族労働力でまかない後半に雇用労働を使用し $1/aA$ 枚を掃立てる場合の利益は、この後半期の雇用労働の1日賃金を w_2 とすれば、

$$(1/aA) [(R-C) - w_2(1-a)A(1-t)T] \cdots \cdots ②$$

$R-C = w_3AT$ とおけば (w_3 は養蚕のみの1日当たり所得)、

$$\begin{aligned} ② - ① &= (1/aA) [w_3AT - w_2(1-a)A(1-t)T] - (1/A) [w_3AT + w_1(1-a)AT] \\ &= (T/a) [w_3 - w_2(1-a)(1-t) - w_3a - w_1a(1-a)] \\ &= (T(1-a)/a) [w_3 - w_2(1-t) - w_1at] \end{aligned}$$

② > ①の条件は、 $w_3 > w_2(1-t) + w_1at$ 。仮に $t = 1/2$, $w_1 = 0$ なら、 $w_3 > (1/2)w_2$

(22)『群馬県史 資料編18』(群馬県、1978)「群馬県農事調査」郡別編177頁。

(23)前掲「群馬県農事調査」郡別編。正確に言えば、西群馬・片岡・吾妻・利根・佐位・山田・邑楽郡である。のちの多野郡にあたる多胡・緑野・南甘楽郡については、残念ながら、郡別編（ないしその内の養蚕部分の記載）を欠く。

(24)郡によって正反対の用例が見られる。その一因は、引用した部分が「蠶量四匁五分ニ対スル給桑量ノ量及ビ其価額」という項目タイトルに対する回答であるという点にあるかも知れない。

と量で存在するかが、この選択に大きく関わる。それには、自家労働と、村内の他経営への雇用労働と、村外への雇用労働の3種があり得る。中里村の場合、特産物のない純畑作農村であるという事情が大規模掃立への指向を促進したのは疑いない。

② 当該養蚕経営の収益性がこの選択に大きく関わる。各種の雇用労働の賃金水準は支出増を通じてこの収益性を規定し、また①とも連動するが、いっぽう、養蚕の技術水準・(土地を含む)環境に規定される労働生産性もまた収益性を規定する。資本家企業的概念における利潤部分が大きいほど、経営(拡大)への指向が強まるという一般的動向は、一定度の修正を受けつつ、このような選択問題にも貫徹する。

③ 「一定度の修正」の一つとして、育蚕期における繁閑のあり方や労賃水準いかんによっては、(資本家企業的)利潤がマイナスでも、一時的に雇用労働を用いてより大規模に掃立てる方が有利なことがあり得る⁽²¹⁾。

中里村の事例は、このような選択問題に、歴史性を強く帯びた次のような問題がさらに結びついて現象したことを示しているように思われる。

延べ22人という中里村の育蚕投下労働量は、前述したように、各齢期の所要労働および村総体の育蚕投下労働量の二点から合理的に説明し得るものであり、現実的な数値であると考えられる。この22人という小ささ自体は、どのように生成したのであろうか。

いわゆる「農事調査」の群馬県各郡の養蚕収支表は、1889年を対象として蚕種1枚当たり30~60人の育蚕労働量を記しており、北甘楽郡について「従来ノ飼育ハ概ネ厚飼ニシテ、給桑ノ量随テ多カリシガ、近年飼育法ノ改良ニ至リシヨリ漸ク薄飼トナリ、給桑ノ量減ゼリ」と述べられている⁽²²⁾。この引用文中の「厚飼」「薄飼」という表現は、明らかにこれらの用語が混乱していたことによるもので、それぞれ反対に訂正して差し支えないが⁽²³⁾、これと同趣旨の記述が多く郡について見られる⁽²⁴⁾。また、「其[厚飼の多い]原因ハ手数ト桑量ヲ減ジ、経済上利益アリト云フニア

リ」(邑楽郡)とも指摘されている⁽²⁵⁾。

以上は、1戸当たり掃立規模の増加と、1枚当たり投下桑葉量・育蚕労働量の減少が併行したことを強く示唆するが、その過程で1枚当たり桑葉量減少が同収繭量減少とどの程度相関したのか、など不明な点が多い。そして、それらの点の見通しを得なければ、このような比較的大掃立の厚飼養蚕における生産性・収益性の正しい評価は困難であるが、本稿では指摘するに止めざるを得ない。

四. 養蚕の収益

1. 平年作の養蚕収益

最後に、中里村の養蚕経営の利益について確認しておく。

前掲第8表①については、この1915年が平均的作柄の年ではなかったことを考慮する必要がある。中里村「村是」によれば、「大正四年度ハ気

候不良ノタメ近年稀ナル不結果ヲ来シ蟻量四匁当り収繭六貫五百匁ニ過ギス〔、〕之ヲ平年作九貫匁ニ比スレバ大ナル減収ナリ……〔大戦勃発により生糸〕ノ相場ハ暴落ヲ重ネ未曾有ノ低率ヲ示セルヲ以テ本村亦其ノ打撃ヲ蒙レリ」という状況であった。とりあえず「平年」を1911～1915年平均とし、この「平年」の収支に近づけるために、数値に次のような修正を加える。①1枚当たり収繭量の上方修正(春蚕について1.26倍、夏秋蚕について1.20倍⁽²⁶⁾)、②繭類単価の上方修正(春蚕について1.26倍、夏秋蚕について1.21倍⁽²⁷⁾)、③この2つの総合(1枚当たり収入の増加は、春蚕1.59倍=1.26×1.26、夏秋蚕1.45倍=1.20×1.21)。

平年なみの1枚当たり収入は、春蚕では26.83円が42.65円(=26.83円×1.59)に、夏秋蚕では15.45円が22.40円(=15.45円×1.45)に増え、春蚕では15.82円、夏秋蚕では6.95円だけ増加する。したがって、第8表①の育蚕収支の赤字は、春蚕7.51円、夏秋蚕4.84円という黒字に置き代わることになる。

2. 育蚕・栽桑過程の総合収支

このように収入についてのみ上方修正を行うのは、一般的には問題がある。例えば、収入がより大きい場合、収入の増加に伴って支出の増加も生じた可能性がある。より具体的に言えば、上方修正を必要とした2要因のうち、短期的な繭価の増減は主として輸出生糸価格など村外部からもたらされたものであり、とくに支出各項目との短期的な連動を想定する必要はないが、1枚当たり収繭量については、生産要素すなわち支出項目との短期的な連動を想定し得る。

第一に考えられるのは、1915年の繭不作が桑不作を前提としている場合である。桑の投入量は繭生産量を大きく規定するので、1枚当たり120貫という第8表①春蚕の桑葉投入量が平年にはより大きいならば、桑単価との関係如何で、育蚕過程での支出は増加する可能性がある。しかし実際には、この1915年の中里村では桑葉生産は順調で2割の豊作であり⁽²⁸⁾、1枚当たり収繭量の減少は育蚕過程からもたらされたものであった。

(25)前掲「群馬県農事調査」906頁。引用文は邑楽郡西部に限定してのもの。

(26)『群馬県統計書』の中里村数値から、春蚕1枚当たり繭類生産量は1912～15年平均0.783石、1915年0.621石。 $0.783 \div 0.621 = 1.26$ (1911年以前の村別掃立枚数は不明)。「村是」引用文からの1.38倍(=繭類9匁 \div 6.5匁)より控えめである。夏秋蚕1枚当たり繭類生産量は1912～15年平均0.634石、1915年0.528石。 $0.634 \div 0.528 = 1.20$ 。

(27)同じく大野郡数値から、春蚕1石当たり本繭価格は1911～15年平均41.31円、1915年32.67円。 $41.31 \div 32.67 = 1.26$ 。同夏秋蚕本繭1石当たり価格は1911～15年平均33.32円、1915年27.63円。 $33.32 \div 27.63 = 1.21$ 。本繭とは、玉繭・屑繭・出殻繭を除く普通製糸の原料となる繭で、『群馬県統計書』では「良繭」(1910～11年)、「上繭」「中繭」(1912～14年)、「繭」(1915年～)と表記されている。繭類には蚕種製造副産物の出殻繭が含まれるので本繭価格を取る。『群馬県統計書』から本繭単価の村数値は得られない。

(28)「本年〔1915〕度ハ桑葉ノ伸長良好ニシテ平年ノ二割増収セルニ加フルニ養蚕期間中高温ノタメ飼育日数短縮セルヲ以テ多額ノ残額ヲ見ルニ至リタルヲ以テ売買不行」(中里村「村是」)。

第二に、逆であるが、桑葉が過剰であったのであれば、1915年の桑葉単価（正葉1貫0.10円）が平年作にはずっと高く、総体として桑葉代が高かったのではないかと、とも推測できる。もっとも、育蚕・栽桑の両過程を総合した（桑代の収入・支出をキャンセルした）総合的養蚕収支においては、短期的には、自然条件による桑葉生産量の増減は、栽桑過程の支出と直接の関係をもたないから、そのような考察を行えば、村外からの割高な桑葉購入の点を例外として⁽²⁹⁾、この問題は解消できる。

第三に、桑葉同様の点が育蚕労働の投入量および単価について生じ得るが、この中里村の1915年対平年の場合には、桑豊作でかつ掃立量の大きな変動がないから、さきの利益の大きさに大きな影響を与えることはないと思われる⁽³⁰⁾。

さて、第二点で論じた栽桑・育蚕収支の総合を試みよう。

村平均の理念的な経営として、栽桑・育蚕過程を兼営する一経営を措定し、その収支を第8表から合成する場合にポイントとなるのは、一般的には、1戸当たり平均の桑園耕作規模と蚕種掃立規模であるが、秋蚕普及に伴い、これに、春蚕と夏秋蚕との掃立規模の割合や夏秋蚕の普及率が加わる。以下の手順で、総合収支を構成していこう。

- ① 桑園収支については、地代が「小作料」項目として明示されている「小作」の事例（第8表④）を用いる。その1反当たり収葉量は春108貫・秋33貫・計141貫で、中里村「村是」の村全体に関する統計量から割り出される春123貫・秋35貫・計158貫との誤差は小さい⁽³¹⁾。
- ② 平均的経営として春蚕7.5枚・夏秋蚕2.5枚

の掃立量を想定し、春蚕収支・夏秋蚕収支については、第8表①の収入にさきの上方修正を加える。この春蚕・夏秋蚕掃立規模は、前述のように村平均の1戸当たり掃立量にほぼ合致する。実際の夏秋蚕戸数は春蚕戸数よりやや少ないが無視し得るであろう。

③ ①②の結果、桑葉投入量は第11表の「桑葉計算」のように合計1,145貫となり、この量を充たすには反当141貫（①）の桑園が8.12反必要となる。これは村総計の桑園面積と春蚕戸数から割り出した1戸当たり桑園面積は8.7反とほぼ合致するが、ここでは余裕を見て8.5反とする。この場合、54貫の桑葉の余剰が生じる。

④ 桑葉はすべて自給するとし、桑園・春蚕・夏秋蚕の各収支の桑葉代をすべて無視し、（雇用労働を含む）労働への対価である育蚕・栽桑の「人夫」代も支出からとりあえず外す。したがって、栽桑過程の収入は③の桑葉54貫を別としてゼロとなり、総合収支上の収入は全て育蚕過程から生じることになる。労賃については、このような形で仮の収支を出した後に、後に考慮することとする。

要するに、3種の収支を②③のような構成比で組み合わせ、桑葉代・人夫代以外の支出のみを書き出す。その結果が、第11表である。第11表の「仮収支計算」の差引残余の中から、雇用労賃が支払われ、残余が養蚕農家の所得となる。これを育蚕・栽桑合計の投下労働量（のべ人）で割れば、1日当たりの所得は0.59円となるが、それは収支表で採用されている労働単価0.45円をかなり上回り、そのほかに剰余桑葉分（1貫当0.10円として5.40円）の利益がある。擬制的にこの所得が投下労働への対価と資本家企業的利潤からなるとみなし、前者を雇用労賃水準で評価した場合、利潤がプラスになる訳である。

とりあえず、中里村「村是」に則する限り、この1910年代前半期の中里村の養蚕経営は一般的にプラスの利益を生み出すものであったということになる。

(29) 前述のように少なくともこの年1915には村外からの桑葉購入はない。

(30) 1911～1915年の大野郡・中里村の各春蚕掃立枚数は比較的緩やかに増加している。

(31) 中里村「村是」には、未成桑園面積が記されていない。既成桑園としてはその分だけ過小であるが、未成桑園の割合が結論に響くほど大きくはないと判断できる。

第11表 養蚕総合収支の推計 (中里村・1910年代前半)

項目	金額など	備考
【収支仮計算】		
	円	
収入 合計	269.05	
春蚕	220.73	①18.51円×1.59倍×7.5枚
夏秋蚕収入	48.32	①13.33円×1.45倍×2.5枚
(うち春蚕本繭)	(186.86)	①15.67円×1.59倍×7.5枚
(うち夏秋蚕本繭)	(38.28)	①10.56円×1.45倍×2.5枚
支出 合計	98.04	
春蚕	*36.23	①*4.83円×7.5枚
夏秋蚕	* 6.73	①*2.69円×2.5枚
桑園	*55.08	④*6.48円×8.5反
(うち小作料)	(42.50)	④ 5.00円×8.5反
差引	171.01	桑葉代・人夫代不控除
【桑葉計算】		
	貫	
生産 合計	1199	
春蚕	918	④108貫×8.5反
夏秋蚕	281	④ 33貫×8.5反
消費 合計	1145	
春蚕	900	①120貫×7.5枚
夏秋蚕	245	① 98貫×2.5枚
差引残余	54	
【投下人夫】		
	人	
合計	290	
春蚕	165	①22人×7.5枚
夏秋蚕	40	①16人×2.5枚
桑園	85	④10人×8.5反
【1日「所得」】	0.590円	=171.01円÷290人

資料) 第8表。

注) 作成方法については本文参照。*は桑葉代・人夫代を除く経費。①④は第8表①④に基づく数値を指す。